

京情審答申第88号
平成25年5月20日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉 様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書非公開決定(不存在等)に係る異議申立てに対する
決定について(答申)

平成24年5月7日付け4教職第390号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年11月9日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。
- 2 実施機関は、平成23年11月24日、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、平成24年1月10日、条例第10条第1項及び第2項の規定により別紙2の番号1及び4の公文書部分公開決定処分並びに別紙2の番号2及び3の公文書非公開（不存在）決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書（不存在）を送付した。
- 3 平成24年3月8日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記のうち、別紙2の番号2及び3に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成24年5月7日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮詢した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 教員採用選考試験について

- (1) 教員採用の在り方については国民から注目されており、その公正さ・実態が根本から問われる中、近年、教員採用に関する情報の公開は拡大する方向に動いている。京都府の場合も、数次にわたる情報公開請求とそれを受けた実施機関の応対、審査会答申等を通じて、

相当広範囲の情報が公開されるようになってきた。しかしながら、その到達点を、府民の知る権利を保障し、教員採用選考試験の透明性・公正さを最大限に担保するという指標から見れば、まだ不十分である。今次の請求に対しても、選考において重要な位置を占める面接に関わる情報が非公開となつた点があり、承服できない。

- (2) 行政機関の保有する情報・公文書は、原則として何人に対しても、その請求に応じて公開されなければならない。その理念は条例にも明示されているし、日本国憲法前文においても、基本的な方向性が示されている。
- (3) 教員の採用は、憲法の理念にのっとり、子どもの発達を保障する専門的力量及び資質を有する志願者を選考し、確保する行為である。教員の採用について、保護者と府民が「どのような教育力量を持った人物を採用してほしいか」の意見を述べ、関与していく道筋が必要である。教員の採用は、一般公務員の競争試験とは区別され、「選考」によって行われている。「選考」とは、「一定の基準と手続き」のもとに、志願者の職務遂行能力を測定するものである。選考に当たっては、平等取扱いの原則、恣意的採用の禁止、「雇用の安定」と身分保障並びに公正、明朗及び適切な選考・採用の実施という原則が遵守されねばならない。これを実証的に点検し、吟味する上で、情報の公開が不可欠である。教育問題の深刻な現状を考えるとき、面接における發問でどのように「人物」をみようとしているのかを公開することは、「どんな教師を求めるべきか」の府民的コンセンサスづくりに寄与するものである。
- (4) 実施機関は、「面接官の持ち込み資料に関する情報」及び「面接官ごとの評価傾向の分析・総括に関する情報」を公開しない理由として、「請求のあった文書は作成していないため」としているが、それには次のような疑義がある。

なお、本件処分に係る請求は、いずれも個人情報の公開を求めたものではなく、本件申立てにおいても、個人情報の部分は争わない。

ア 面接試験の公平性を明示的に担保するための公文書が作成されていないとは到底考えられない。「面接官による資料の持ち込み」についてガイドラインも一切なく、個々の面接官のつけた評価に関する検証を実施機関として全く行っていないとすれば、選考結果を大きく左右する面接試験の公平さは確保しえないからである。

イ したがって、異議申立人が求めている資料に相当する公文書の検索が不十分であるために「不存在」となっているのではないか。あるいは、本来公文書に位置付けて作成・配付されるべき文書・資料が、非公文書に当たるものとして作成・配付されている可能

性があるのではないか。

2 本件処分について

(1) 「面接官の持ち込み資料の基準に関する情報」について、非公開決定通知で「文書は作成していない」としつつ、実施機関の理由説明書には「面接に向けての注意点を説明する際に、面接の際の持ち込み資料については、学習指導要領等面接内容に必要な教育関係資料以外の不要な資料を持ち込まないよう口頭で説明している」と記されている。

ア 「文書は作成していない」としつつ、「注意点の説明」では持ち込み資料について言及している。「注意点の説明」は、個人の思いつきや即興で行われているものではないはずである。「注意点」が公式の方針として述べられる以上、説明者による個人的見解が混じる等のことを防止するためにも、のっとるためのなんらかの文書（電子情報等を含む。）があると推測する。

イ 「口頭で説明している」とされる内容のうち「学習指導要領等」の「等」とは何を指すのか、「面接内容に必要な教育関係資料」とそれ『以外の不要な資料』とを区分する基準は何なのかこそが「面接官への注意」の要点であり、そのような重要な文書が作成されていないとは考え難い。

ウ 仮に実施機関が主張するように「文書は作成されていない」としても、条例に照らせば、請求の趣旨を受け止めて、文書として公開すべきものだったのではないか。さらには、「面接の際の持ち込み資料については、学習指導要領等面接内容に必要な教育関係資料以外の不要な資料を持ち込まないよう口頭で説明している」のであれば、実際の持ち込みがどのようになされたかに関するチェックの基準にすべき文書が存在しないということは行政上の瑕疵に当たるのではないか。

(2) 「面接官ごとの評価傾向の分析・総括に関する情報」についても「文書は作成していない」という。受験者の一生を左右する面接について、何の検証もされていないということはないはずであるから、請求に関わる何らかの総括文書があるはずである。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 教員採用選考試験について

教員という職は、児童生徒の人格形成の過程に直接関わる重要な役割を担っており、その特殊性及び職責を考慮し、本府においては従来から「人物重視」の選考を行ってきたところである。公開請求に係る平成24年度教員採用選考試験においても、多種多様な内容で試験を実施し、その結果を総合的に判定し、知識のみならず、人間性、社会性、専門性等、幅広い能力や適正を有する教員としてふさわしい人材を選考したところである。

2 本件処分について

(1) 面接官の持ち込み資料の基準に関する情報について

実施機関が委嘱する面接官に対して面接に向けての注意点を説明する際に、面接の際の持ち込み資料については、学習指導要領等面接内容に必要な教育関係資料以外の不要な資料を持ち込まないよう口頭で説明しているだけであり、また、説明会における説明者も過去の説明会に参加しており、口頭での説明内容は当然知っていることであるので、異議申立人が主張するようなガイドライン等の文書は作成していないため、非公開（不存在等）とした。

(2) 面接官ごとの評価傾向の分析・総括に関する情報について

面接官が受け持つ受験生の能力にはらつきがある上に、面接官以外の者が更に面接官と受験者の評価を行っている訳ではないので、個々の面接官ごとの面接での評価傾向について分析・総括した文書は作成していないため、非公開（不存在等）とした。

第6 審査会の判断理由

1 対象文書について

異議申立人が公開を求めているものは、「面接官の持ち込み資料の基準に関する情報（面接官が面接時に持ち込んでいた資料の一覧も含める（面接官の氏名は除く））」及び「面接官ごとの評価傾向の分析・総括に関する情報（面接官の固有名詞は除く）」である。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、公開請求内容に該当する公文書の検索が不十分であるか、あるいは本来公文書とされるべき文書又は資料が、公文書には

該当しないとされている可能性がある旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

(1) 面接官の持ち込み資料の基準に関する情報について

異議申立人は、実施機関が「面接官の持ち込み資料の基準に関する情報」について、非公開決定通知書で「文書は作成していない」としている一方で、理由説明書では「面接に向けての注意点を説明する際に、面接の際の持ち込み資料については、学習指導要領等面接内容に必要な教育関係資料以外の不要な資料を持ち込まないよう口頭で説明している」と述べていることについて、「注意点の説明」は、個人の思いつきや即興で行われているものではないはずで、「注意点」が公式の方針として述べられる以上、説明者による個人的見解が入ることを防ぐための公文書があるはずであると主張する。

しかし、面接官の持ち込み資料については、面接官に対する説明会で、配布された面接実施要領等の配布資料以外は面接の際に持ち込まないように口頭で説明しているだけであり、また、説明会における説明者も過去の説明会に参加しており、口頭での説明内容は当然知っていることであるので、面接官の持ち込み資料の基準に関する情報についての文書は作成していないという実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認めらない。

したがって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

(2) 面接官ごとの評価傾向の分析・総括に関する情報について

異議申立人は、「面接官ごとの評価傾向の分析・総括に関する情報」に関する検証を実施機関として全く行っていないとすれば、受験者の一生を左右する面接試験の公平さは確保しえないとし、さらに、平成24年度実施の教職員採用選考試験において、広く多様な視点で人物評価を行うために保護者等を面接官に加えているので、保護者等を加えた結果について検証を行った公文書が作成されているはずであると主張する。

しかし、面接官（保護者が面接官となる場合を含む。）ごとの評価傾向の分析を行うことは技術的に難しいことから面接官ごとの採点に対する評価は行っていないという実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認めらない。

したがって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

<別紙1>

- 1 専門教科・小論文の問題の作成・採点についての委託に関する決裁文書などの情報
- 2 面接官の持ち込み資料の基準に関する情報（面接官が面接時に持ち込んでいた資料の一覧も含める（面接官の氏名は除く））
- 3 面接官ごとの評価傾向の分析・総括に関する情報（面接官の固有名詞は除く）
- 4 各試験の結果（点数・評価）の集計一覧表に関する情報
- 5 合否判定会議に提出された「平成24年度教員採用選考試験・判定資料」（1次、2次ごとの全校種・全教科・全職種の分）

<別紙2>

| 番号 | 特定した公文書 | 決定内容 | 公開をしない部分の概要 | 該当請求項目 |
|----|---|--------------|---|--------|
| 1 | ◆平成24年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務の委嘱について (平成22年12月7日) ◆平成24年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務の委嘱について (平成23年4月18日) ◆平成24年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定者会議について (平成23年4月18日) | 部分公開 | ◇平成24年度教員採用選考試験問題作成担当者一覧のうち、担当者及び協力者氏名 ◇委嘱者一覧のうち、委嘱者氏名及び学校名 ◇平成24年度京都府公立学校教員採用選考試験教育実践力テスト問題作成担当者一覧のうち、担当者氏名 ◇平成24年度京都府公立学校教員採用選考試験問題作成委員のうち、問題作成者及び協力者の氏名及び学校名 ◇平成24年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定者会議及び同会議次第のうち、委嘱者氏名 ◇伺いのうち、新規委嘱予定者の氏名 ◇平成24年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定者会議概要のうち、委嘱者氏名 【条例第6条第5号該当】 | 1 |
| 2 | 面接官の持ち込み資料の基準に関する情報（面接官が面接時に持ち込んでいた資料の一覧も含める（面接官の氏名は除く）） | 非公開 (不存在) | (公開請求に係る公文書は作成していないため) | 2 |
| 3 | 面接官ごとの評価傾向の分析 ・総括に関する情報（面接官の固有名詞は除く） | 非公開 (不存在) | (公開請求に係る公文書は作成していないため) | 3 |
| 4 | ◆平成24年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験に係る合否判定会議について (平成23年8月1日) | 部分公開 | ◇第1次試験判定資料（中理科）の合格者の「区分」欄 ◇第1次試験判定資料（高保体男）の合格者の「区分」欄 ◇第1次試験判定資料（高音楽）の合格者の「区分」欄 ◇第1次試験判定資料（高福祉）の合格者の「番号」、「合否」及び「区分」欄以外の欄 ◇第1次試験判定資料（特別支援）の合格者の「区分」欄 【条例第6条第1号該当】 | 4 |
| | ◆平成24年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について (平成23年9月5日) | 部分公開 | ◇判定資料（中・音楽）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（中・美術）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（中・技術）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（高・国語）の「判定2次」欄 ◇判定資料（高・理科）のスペシャリスト合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（高・保体（男））のスペシャリスト合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（高・音楽）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（高・美術）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（高・福祉）の合格者の「判定2次」及び「番号」欄以外の欄 ◇判定資料（特別支援）の合格者の「判定2次」欄 【条例第6条第1号該当】 | 5 |

参考

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------|---------------|
| 平成 24 年 5 月 7 日 | 諮詢書の受理 |
| 平成 24 年 10 月 19 日 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成 24 年 12 月 10 日 | 異議申立人の意見書の受理 |
| 平成 25 年 1 月 29 日 | 第 1 回審査会 |
| 平成 25 年 2 月 20 日 | 第 2 回審査会 |
| 平成 25 年 3 月 8 日 | 第 3 回審議会 |
| 平成 25 年 4 月 26 日 | 第 4 回審議会 |
| 平成 25 年 5 月 20 日 | 答 申 |